

国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 4 月 7 日</p> <p style="text-align: right;">16 工 経教 規則第 1 号</p> <p>第 1 条～第 5 条 省略</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 6 条 学府及び学部<span style="text-decoration: underline;">に置く運営委員会</span>（以下「運営委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 学府長又は学部長</p> <p>二 学府副府長又は工学部副部長</p> <p>三 <u>共生科学技術研究院の評議員</u></p> <p>四 専攻長又は学科長</p> <p>五 小金井地区総務チームリーダー</p> <p>六 その他学府長又は学部長が必要と認めた者</p> <p>4～11 省略</p> <p>第 7 条～第 10 条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第 1 条～第 5 条 省略（現行どおり）</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 6 条 学府及び学部<span style="text-decoration: underline;">に置く運営委員会</span>（以下「運営委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>1～2 省略（現行どおり）</p> <p>3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 学府長又は学部長</p> <p>二 学府副府長又は工学部副部長</p> <p>三 <u>工学研究院の評議員（学府を兼務する者に限る。）</u></p> <p>四 専攻長又は学科長</p> <p>五 小金井地区総務チームリーダー</p> <p>六 その他学府長又は学部長が必要と認めた者</p> <p>4～11 省略（現行どおり）</p> <p>第 7 条～第 10 条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（22 工規則第 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。